

婚姻届出される方へ

婚姻届出によって下記の手続きが必要になる場合がありますので、手続きをお願いします。

確認	対象となる方	手続き	参考
	住所変更される方	婚姻届出だけでは住民票を移すことができません。転出元の市区町村で転出証明書をお取りになり、転入先で住所変更の手続きをして下さい。	【担当課】 総務政策課 窓口 【電話番号】 0778-44-8010
	印鑑登録をしている方	登録された印鑑の氏と異なる氏になる場合は印鑑登録を廃止します。「印鑑登録証」または「たんなんカード」をお返し下さい。	
	通知カード、個人番号カードをお持ちの方	氏を変更した場合、更正が必要です。カードをお持ち下さい。	
	住民基本台帳カードをお持ちの方	氏を変更した場合、更正が必要です。カードをお持ち下さい。	
	国民年金の加入者	配偶者の扶養となる場合は、勤務先で手続きが必要になります。	
	国民健康保険の加入者	<ul style="list-style-type: none">引き続き国民健康保険に加入される場合は、氏変更により更正が必要です。保険証をお持ち下さい。配偶者の扶養となる場合は、勤務先で手続きを行って下さい。その後、新しい保険証ができ次第役場で国保喪失の手続きを行って下さい。	